

審 議 結 果 速 報

(令和4年6月21日)

陳 情 4 年 教 育 第 1 4 号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－14 (R4.5.6)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の採択について	不 採 択 (R4.6.21)

▶陳情事項

鳥取県議会から国の関係機関に対し、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

▶陳情理由

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情する。

▶提 出 者

鳥取県高等学校教職員組合
鳥取県教職員組合

▶所管委員長報告（R4. 6. 21本会議）会議録暫定版

国では、令和3年の義務教育標準法の改正により、小学校の35人以下学級実現に向けた教職員定数が改善されることとなり、学校における働き方改革等への対応も含め、令和4年度には教職員定数4,690人の改善も行われています。また、中学校における少人数学級の推進について令和3年度から国と地方との協議の場を設け、検討を始められたところです。

県では、市町村の協力のもと、国に先行して少人数学級を実施してきておりますが、教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境

を整えるため、小学校で専科指導をする教員の加配の充実、教員業務支援員等の配置拡充に向けた財政支援及び看護師やスクールカウンセラーなどの専門的職種の基礎定数化などについて国への要望を行っているところです。

さらに、国の教職員定数の改善に伴う加配定数の削減が懸念されることから、様々な教育課題への対応を可能とする加配定数が維持・拡充されるよう国への要望を行っていることから、本件陳情は不採択とすることに決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

教育委員会（教育人材開発課）

【現 状】

- 1 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなった。また、中学校における少人数学級の推進については、令和3年度から文部科学省において「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」を設け、検討を始められたところ。なお、高等学校における少人数学級について、国で議論されているという情報は把握していない。
- 2 令和3年4月1日付けの義務教育標準法の改正にあたり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において「地方公共団体がそれぞれ行っている35人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること」という附帯決議がなされている。
- 3 国は教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人以下学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、令和4年度には教職員定数4,690人の改善を行ったところである。

【県の取組状況】

- 1 子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から4年をかけた学年進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしている。また、県立高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としている。
- 2 学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化、多様化する中、学校現場における教職員の働き方改革に取り組むことで多忙解消及び負担軽減を図り、教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、小学校専科指導加配の充実や、教員業務支援員の配置拡充に向けた財政支援及び看護師やスクールカウンセラーなどの専門的職種の基礎定数化など、国への要望を行っているところである。
- 3 今回の国の教職員定数の改善に伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うことについて、国への要望を行っているところである。